

平成17年度

第1回 大垣市都市計画審議会会議録

(平成18年2月8日)

平成17年度 第1回 大垣市都市計画審議会会議録

平成17年度第1回大垣市都市計画審議会を、平成18年2月8日（水） 市役所3階合同委員会室において開催した。

その次第は、次のとおりである。

- 議 題
- 1 会長の選任について
 - 2 大垣都市計画道路の変更について
 - 3 大垣都市計画地区計画の決定について
 - 4 建築基準法第51条ただし書許可について

本日の委員の出欠席は、次のとおりである。

出席委員

車戸委員、岩井豊太郎委員、藤垣委員、黒川委員、三輪委員、野田委員、岡本委員、岩井哲二委員、丸山委員、高橋委員、市橋委員、臼井委員、瀧戸委員（代理出席：大垣警察署交通第一課交通規制係長 警部補 中嶋幸男）、川口委員、田嶋委員

本日の会議出席者は、次のとおりである。

市 長 小川 敏

都市計画部長 清水 義彦

都市計画課長 渡辺 隆司

都市施設課長 森川 祥史

建築課長 近澤 廣保

都市計画課主幹 中島 義博

都市施設課主幹 川瀬 武生

建築課長補佐 福野 嘉彦

都市施設課係長 井上 通孝

建築課主査 佐藤 浩二

本日の書記は、次のとおりである。

事務吏員 岡田 重光

事務吏員 宮内 幸三

(開会時刻 午後3時)

事務局
(都市計画部長)

皆さん、こんにちは。

ただいまから平成17年度第1回の大垣市都市計画審議会を開催させていただきたいと思っております。本日は、ご多忙の中、ご臨席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、都市計画部長の清水でございます。どうかよろしく願いいたします。

まず、最初に、本日は、全員の委員さん方ご出席でございますので、会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

なお、委員さん方の皆さんのご紹介につきましては、お手元にお配りしてございます名簿をもちまして、ご紹介にかえさせていただきたいと思っております。

それでは、諮問者でございます市長からご挨拶を申し上げますので、よろしく願いいたします。

市長

どうも皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しいところ、平成17年度第1回の都市計画審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆さんには都市計画をはじめ、大垣のまちづくり、色々にご支援、ご提言いただきまして、誠にありがとうございます。

大垣市も、この3月27日に1市2町の合併をするわけでございますが、大垣には無い、大垣とは違った特徴のある2町と合併ということでございますので、それぞれの地域の個性・特性を活かした魅力的なまちづくりができたらと思っております。この、新市のまちづくりにおきましても、また皆さんのご意見をお聞かせいただき、また、この都市計画の果たす役割というのが、極めて重要になっているというように思っております。今も、まちづくり三法の見直しというようなこともなされているようでございますが、前から、大店法があり大店立地法があり、そしてまた、まちづくり三法見直しと。時期折々に見直すということが、ある意味大切なことであります。まちづくりというのは長期的な一貫性のあるものであるわけでございます。そういう意味におきまして、日本のまちづくりというのは、ともすると、ちょっと長期性、一貫性に欠けるのではないかとといった面もあるのではないかなという感じもいたします。

そういう意味では、アメリカはアメリカで、自由競争という特性がありますし、ヨーロッパはヨーロッパで従来の計画的なまちづくりを長期的にしっかりやるというようなことでありまして、日本は、その丁度間にあって上を向いているというようなことも感じたりするわけでございます。

大垣のまちは、昔からの歴史があるまちでございますし、また、産業都市でもございます。守るべきところは守り、また、発展すべきところは発展させていく。メリハリの効いた、そして魅力のあるまちづくりが、今後ともなし得ることができればというように思っております。

それで、本日、ご議論いただく案件の一つでございますが、来年度から、大垣駅北口広場及び南北自由通路の整備を進めさせていただきたいというふうに思っております。大垣北口線の方も、この春には完成ということでございます。それに歩調を併せまして、大垣駅北口でございます北口広場、そしてまた自由通路の整備、これらは長年の懸案事項でございますけれども、これによりまして、駅の北側地区の整備ならびに開発というのが促進されるのではないかとこのように思っておりますし、また、これをきっかけとして、南北が連携し、交流が深まり、また、中心部の魅力が高まることができるとこのように思っております。

本日は、皆さま方のご意見をお聞きし、そして、利用者の方々の利便性が増しますように、また、中心部の魅力が増しますように、今後とも都市計画行政の推進にお力添えを賜り、活力のある魅力のあるまちづくりに向けまして、委員の皆さま方のご支援、ご協力をよろしくお願いをしたいと思います。皆さま方の慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご答申を賜りますようお願い申しあげ、ごあいさつとさせていただきます、どうぞ、よろしくお願いいたします。

事務局
(都市計画部長)

ここで、市長は他の公務のために退席をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

(市長退席)

事務局
(都市計画部長)

本来であれば、ここで会長に議事の進行をお願いするところでございますが、今回は、委員の皆様が一昨年にご就任いただきましてから初めての審議会でございますので、会長・副会長さんが決まるまでの間、事務局の方で会議の進行をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、お手元の議案集の1ページをご覧いただきたいと思っております。「会長の選任について」でございますが、条例第5条第1項の規定によりまして、会長を選任いただきたいと存じます。条例第5条第2項の規定によりまして、会長さんにつきましては学識経験者としてお願いいたしております、車戸委員さん、岩井豊太郎委員さん、藤垣委員さん、黒川委員さん、三輪委員さん、以上の5名の方々の中から、皆さんで選出していただくこととなっております。

それでは、いかが取り計らったらよろしいでしょうか、お諮りいたします。

岩井豊太郎委員

はい。

事務局 (都市計画部長) 岩井豊太郎委員	はい、どうぞ。 私から、会長さんを推薦させていただきたいと思いますが、よろしいですか。 (「はい」との声あり)
岩井豊太郎委員	それでは、黒川先生にお世話になりたいと思いますが、お諮りいただきたいと思います。
事務局 (都市計画部長)	はい。ただいま、岩井豊太郎委員さんから黒川委員さんというご推薦がございましたが、ご異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」との声あり)
事務局 (都市計画部長)	それでは、異議なしと認めさせていただきます。従いまして、会長は黒川委員さんと決定させていただきます。それでは、黒川委員さん、会長席の方へ、恐れ入りますがお願いしたいと思います。 (黒川委員、会長席へ移動)
事務局 (都市計画部長)	早速で誠に恐縮に思いますが、黒川会長さんから一言ごあいさつを賜りたいと存じますので、どうかよろしく願いいたします。
黒川会長	岐阜経済大学の黒川と申します。会長という重責、大変緊張する思いで努めさせていただきます。先程、市長さんの方からも話を伺いましたように、この審議会、私も素人ではございますけれども、都市の環境整備とか、そういったことも含めて計画を立案し、そして、それを実行する。そのための一つとして、この審議会が位置付けられているというふうに認識いたしております。したがって、そういった線に沿って、中身のある、意義のある審議会にしていけたらいいなというふうに期待もし、意向も持っております。どうか、委員の皆さま方は、率直なご意見を賜りますと同時に、この審議会の円滑な運営にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。甚だ簡単ではございますけれども、あいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。
事務局 (都市計画部長)	どうもありがとうございました。 引き続きまして、副会長でございますが、条例第5条第2項の規定によりまして、会長が委員のうちから指名することとなっておりますので、黒川会長さんからご指名をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願

いたします。

黒川会長

はい。それでは、甚だ僭越ではございますけれども、ご指名させていただきたいと思います。

藤垣委員さん、よろしゅうございますでしょうか。よろしくお願い申し上げます。

事務局
(都市計画部長)

ただいま黒川会長さんからご指名がございましたように、藤垣委員さんに副会長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

これよりの議事は、条例第6条第2項の規定によりまして、会長が審議会の議長となります。

それでは、黒川会長さん、議事の進行をよろしくお願いいたします。

黒川会長

はい、それでは、議事を進行させていただきます。

本日の審議会におきまして、傍聴希望者がございます。会議に先だちまして、私の方からお願いを申し上げます。この審議会、色々なご意見等が出されると思います。どうか静粛に傍聴いただきますよう、また、カメラ、録音等の使用については、どうぞ控えていただきますよう、お願い申し上げたいと存じます。

それでは、議事を進行させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の会議録署名者でございますけれども、大変恐縮でございますけれども、岩井豊太郎委員さんと、野田委員さんのお二人にお願いいたしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議案の審議に入りたいと存じます。本日はご案内のとおり全部で3件の議案がございます。

まず最初に、第1号議案といたしまして、平成18年2月8日付けで「大垣都市計画道路の変更について」諮問がございましたので、これを議題といたしたいと存じます。

この件につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局
(都市計画課長)

失礼します、都市計画課長の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

私の方から、最初に、第1号議案「大垣都市計画道路の変更について」説明申し上げます。

議案書の5ページをご覧ください。都市計画道路の変更につきましては、岐阜県の決定事項でございますが、その前に、関係市の意見を聴き、決定するものとありますので、本審議会に付議するものでございます。

今回の変更箇所は2点でございます。1点目は、駅前広場区域面積の約5,800㎡へ変更するものと、2点目は、大垣駅北口線の車線数の

決定でございます。変更理由につきましては、次の6ページをご覧ください。

本大垣駅北口線は、平成8年1月26日に、林町5丁目を起点とし、林町10丁目を終点とする延長1,100m、標準幅員20mの幹線街路として、都市計画決定されております。また、当該幹線街路と一体となって交通を処理するため、駅前広場を含めまして都市計画決定されております。当該路線は、平成8年に事業着手し、平成18年の完成を目標に整備が進められております。また、平成12年12月には、大垣駅周辺交通環境検討委員会が発足し、平成14年に大垣駅交通結節点改善計画を策定しまして、駅前広場の交通結節点機能整備の必要性が示されております。さらに上位計画等におきましても、大垣市の北玄関として駅前広場を整備することが、大垣市の重要な施策として位置づけされております。しかし、平成8年の都市計画決定時から、少子・高齢化による人口減少などの社会・経済情勢が変化してきており、駅前広場につきまして、都市計画の見直しを行いました。

以上により、駅前広場の機能について改善を図ることが、駅前広場区域の縮小に繋がり、より効果的な駅前広場整備を可能にするため、駅前広場の区域を変更するものでございます。また、区域の変更とともに、平成10年11月に改正されました都市計画法施行令に基づき、従来の幅員に代えて、大垣駅北口線の車線の数を都市計画の決定区分の基準とすることになったため、新たに2車線と定めることとするものでございます。

7ページから10ページにかけては、県決定されるために提出する変更内容調書、変更前後対照計画書、位置図でございます。

次に11ページをご覧ください。もう少し、広場内容の変更点を説明しますと、現行の平成8年都市計画決定当時は、駅前広場の面積は約6,700㎡で計画されています。これは、大垣駅の計画乗降客数を1日あたり66,200人として計画されました。しかし、先ほど変更理由でも申しましたように、平成8年の都市計画決定から少子高齢化による人口減少などの社会・経済情勢が変化しており、大垣駅の乗降人員数の推移は、次の12ページのグラフのとおり、平成2年度をピークに年々減少傾向にあります。従いまして、平成2年度の過去の最大乗降人員数を計画値とし、1日あたり53,000人と位置付け、駅前広場面積の検討を行いました。

11ページでございますが、現行の駅前広場の円滑な交通の流れを阻害する要因となる、歩行者と自動車の動線交差箇所を改善し、併せて、交差点形状を見直すことにより、より安全で利便性の高い計画といたしました。これらについて、説明させていただきます。

まず、歩行者と自動車の動線交差箇所の改善について説明させていただきます。歩道はピンクの部分、車道は白色の部分、多目的広場、緑地

は緑色の部分でございます。

さて、広場内車道の出入り口についてでございますが、現行では広場北の交差点が4差路になって、使い勝手が良いように見えますが、広場に接続します車道の出入口は、北側から入り込み、西側から出るようになっていたため、東側から広場へ入り込む場合、というっかり運転していきますと、西側へ入り込み、逆走して広場内に入ってしまう恐れがあります。また、駅利用者の方が西側からの広場出口から、左折して北側に出られる方も多いと思われませんが、その左折車と県道を横断される歩行者とが、横断歩道付近で交差することが多くなり、ここでの事故や広場での渋滞の可能性が多くなると考えられます。

従いまして、広場内車道の出入口は、出来るだけ個所を少なくすることが必要と思われまます。そこで、変更案では、県道への出入り口を同じ場所からにすることにより、広場利用者は、駅広場の出口の信号機に従って、渋滞が少なく進むことができます。

歩行者動線につきましては、現行の多目的広場は、ロータリー内の歩道の広がった場所にあることから、広場内の横断歩道を渡っていくことになり、車と歩行者が交差することになり好ましくありません。変更案では、多目的広場を北側歩道に隣接したところに変更しております。これによりまして、歩行者側からみますと車との交差がなくなるため、安全となり、また、運転者側からみるとスムーズな走行が図られます。

広場内の施設につきましては、バスの乗降バースは2バース、タクシーの乗降バースも2バース、自家用車の停車スペースは4バースと現行と変わりありませんが、タクシープールと自家用車プールは、出入りを容易にするために1台分のスペースに余裕を持たせ、それぞれタクシープールは12バースから10バースへ、自家用車プールは17台から13台へとし、そして、新たに身障者用停車スペースを1バース設けさせていただきました。

以上のように、交差点形状の見直しや歩行者と自動車の動線交差箇所などの改善を図ることによりまして、現行の駅前広場の北側部分約900㎡を縮小してもなお、より安全で利便性の高い駅前広場の変更案となりました。

この変更案につきましては、昨年10月28日に市民説明会を開催し、本年1月17日から同31日まで縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

参考までに今後の手続きの流れを申しますと、本日お諮りした後、3月に県都市計画審議会にてご審議いただき、県において国への同意申請がなされ、来年度に入り、正式に都市計画変更が決定・告示の運びとなります。その後は、市の方で事業認可を取得し、事業着手していきたいと存じます。事業認可取得後は、南北駅前広場を結ぶ自由通路の設計から着手し、事業の完成は平成24年度を予定しております。

以上、第1号議案につきまして、説明申し上げました。よろしく、ご審議お願いいたします。

黒川会長

どうもありがとうございました。

ただいま、事務局の方から説明がございましたけれども、「大垣都市計画道路の変更」につきましてご説明いただきましたことについて、何かご質問、ご意見がございましたら、ご発言お願いいたします。

何かございますでしょうか。平成8年度に策定されたものを、社会情勢の変化により変更するというものでございますけれども。

よろしいでしょうか。

三輪委員

はい。

黒川会長

はい、どうぞ。

三輪委員

特にありませんけれども、この計画はもう来年度、まだ審議はこれからですけども、これが通れば建設を実施するのでしょうか。

事務局
(都市計画課長)

まず、自由通路の設計から始まりまして、2年ほど詳細設計をやりまして、実際の工事に着手していくのが3年目ぐらいからというような計画でおります。

黒川会長

よろしゅうございますか。

三輪委員

はい。

黒川会長

なお、ちなみに完成は平成24年度ということによろしいのですね。

事務局
(都市計画課長)

はい、そうです。

黒川会長

だいぶん時間が、相当期間かかるということですけども。他にいかがでしょうか。

岩井哲二委員

はい。

黒川会長

はい、どうぞ。

岩井哲二委員

すみません。議会の委員会でも、何回も何回も申しあげておるんですけども。北口線の方は何もありませんけれども、駅広の件につきまして、この新旧計画図が駅利用者にとって、本当にこれで計画されていくのは

よろしいかと思うんですけども、実情にあった、この計画の中で、子細にわたる部分については、色々検討を入れていただいたらありがたいなと思う訳です。

何を申しあげたいかと言いますと、駅南口と駅北口とは利用者の利用状況が若干違うのではないかという、私は判断しております。私自身も北側の方に住んでおります、北口を使うんですけども、キスアンドライドという言い方ですか、要するに、駅へ旦那さんや奥さんを降ろして、また車で帰られる方が多い。また、車でお迎えに来られる方が多い。バスを使われる方も、学生さんが沢山みえますけれども、特にタクシーバースが2台分あったりして、タクシープールも沢山ある。駅南口もそうなんですけれども、特に北口の方について、それだけバス、タクシー利用者が多いのかというと、私は使っていて疑問に思う。それよりも、もっと、車の方が使い易い駅広の部分で詰めていかなければならないと思う。委員会の時も申しましたんですけども、この古い、平成8年の時の都市計画決定の時の図面ですと、北から入って来まして旦那さんを迎えに来ると、まだ駅に着いていない、停車帯は車でいっぱいだと、そうするとその車はどうするかというと、結局、迂回して、構内を巡回していく訳です。今の北口の中でも、あの狭い構内の中で巡回が行われている。この古い8年の計画ですと、一度、北から入ってきて、また上に上がって、西から出て、また北に入るという巡回の構図ができるんですけども、変更案の場合に、北から入ってきて、回ったら、結局また北に出ていってしまわなければしょうがない、巡回できない。そうすると、お迎えに来て、車が、例えば旦那さんがまだ駅に着いていない、その方がどうするかというと、また出ていってしまう。またここに来るのに、ぐるぐると廻って、戻って来なければいけない。この図面の中で、実現可能かどうかはわからないんですけども、この図面をかねてから私が見させていただいてきてと思いますが、北から入ってきて、例えばこの自家用車プールの方に入るなら入って、またぐるっと回って、もう一度この自家用車プールの方にリバースしてくるといような巡回経路を、可能であれば作っていただきたい。そういう細かいところ、色々あるんですけども、大きく言わせていただきたいことは、駅の利用者の実情に合ったようなところで、詳細を詰めていただきたいということだけ申し添えさせていただきます。

黒川会長

どうもありがとうございます。
その点はいかがでしょう。

事務局
(都市計画課長)

今後の詳細設計の中で、ただ今、岩井委員さんがおっしゃられたような意見や、市民、利用者の意見をできるだけ取り入れたような詳細設計にしていきますので、よろしく願いいたします。

黒川会長	よろしゅうございますでしょうか。
岩井哲二委員	はい。
黒川会長	ありがとうございました。他に何かございますか。
田嶋委員	はい。
黒川会長	はい、どうぞ。
田嶋委員	すみません。非常にささやかなことなんですが。私は、将来にわたって、段々エネルギーが乏しくなってくる。今おっしゃったのは、自動車の利用の方なんですけども、もう少し近い利用者のことを思いますと、南側の自転車置き場などを、私は必ず利用するようにしているんですけども、非常に使い勝手が良いとは言えないのと、あと、利用者のモラルの点で、非常にもう少し、みんなで自分の意識を高め合いながら、駅の周辺を利用しやすくしなければいけないと、常々考えているんですけども。できれば、今後の計画の中に、自転車を利用される方の為に、便利なだけではなくって、みんなの意識を高められるように、しかも利用し易いような自転車置き場を、是非とも設けていただきたいというふうに思いますので、計画の段階で可能であれば、そのような意見も取り入れていただけるとありがたいと思います。
黒川会長	はい、どうもありがとうございます。 この点につきましてはどうでしょうか。
事務局 (都市計画課長)	駐輪場の件につきましては、この計画区域の外に、この計画区域には入っておりませんが、生活安全課など関係課と、今後、先程言いました詳細設計の中で、広場と駐輪場の連携は重要なことだと思いますので、協議しながら進めていきたいと思います。
黒川会長	はい、他にはいかがでございましょうか。
岩井豊太郎委員	はい。
黒川会長	はい、どうぞ。
岩井豊太郎委員	今日は、県の人も来ているのだが、交差点になる所は、今でも信号機が無くて困っているんで、そこだけでも早くできないのかな。そこだ

けでも早くやらないと、今でも危なくてしょうがない。やはり信号機を付けた方が良い。

黒川会長 どうでしょうか。

事務局
(都市計画部長) 信号交差点、信号機の設置ということでございます。
これについては駅広からちょっと離れまして。実は駅北で、ある程度新聞報道でご承知かと思いますが、商業施設が予定されておるわけでございます。当然ながら、それが出来ますと、構内道路といいますか、開発による道路がこちらに出来るというふうに聞いております。そこで、当然ながら十字交差になりますので、信号機の設置も、そちらの面からお願いをしておるところでございますので、駅広より早く設置が可能であると考えております。

岩井豊太郎委員 今現在も、非常にあそこは、ご存じのようなことで、困っているのだけどもね。だから、早くやって欲しい。

瀧戸委員
(代理) 大垣警察署です。実は、この信号機は4年前から、信号機の設置ということで、色々皆さん方には協力いただいて、毎年毎年、設置する計画の中には入ってきておるんですけども、道路形態が出来ないために設置が出来ないというようなことです。今年も、この場所が入っております。それで、入っておりますけれども、道路を造っていただかないと信号機は着きません。

そういうようなことで、色々、関係機関にはお願いしておるんですけども、大規模店舗というようなことで来ておりますので、何らかの格好で、信号機が進展するのではないかなと思っております。以上です。

黒川会長 はい、ありがとうございました。

岩井豊太郎委員 それはわかっているが、ここの喉首の所のが、駅広と一体となって、今の計画がもっと先になるといけないので、信号の所、駅広の北の所だけでも早くやる。県道の方も大体用地買収が済んでいるので早く出来る、県道が出来たら、信号機は直ぐに出来るようにしなきゃいかん、危ないから。全体を造るまで待っているのではなく、ここだけ先にやらんと、民間の開発の予定はわからない。

事務局
(都市計画部長) はい。

黒川会長 はい、どうぞ。

事務局
(都市計画部長)

大垣警察署の方からも、いつぞやはお支援いただきましたが。民間の開発、実は、今にも開発許可を出したいということでございますが、駅広の変更手続きができないことには開発の申請が受け付けられない。実際にはもう出したいというところにきている。先程、課長の方から、スケジュールの話が出ましたが、今年の5月には、この変更がスムーズにいったならば、開発許可が出せるということでございます。それで、ご指摘の道路については最初に取り掛かるということで、スケジュールの方も調整しております。そんなことで、当然ながら、駅広との摺り合わせといいますか、自由通路の詳細設計云々ではなくて、当然、交差点の機能が果たせるように、せっかく信号機の方も、警察署の方で何年か保留になって、ようやく日の目を見るということでございますので、是非、そんなふうに進めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

黒川会長

よろしゅうございますでしょうか。
他に、いかがでございましょう。
それでは、ただ今頂戴いたしました、ご意見或いはご要望等も含めといたしまして、原案を適当と認めるに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

黒川会長

ありがとうございました。
それでは、原案を適当と認めることにいたします。
続きまして、第2号議案といたしまして、平成18年2月8日付け「大垣都市計画地区計画の決定について」を議題といたしたいと思っております。
事務局の方からこの件につきまして説明をお願いいたします。

事務局
(都市計画課長)

はい、それでは、第2号議案 「大垣都市計画地区計画の決定について」説明申し上げます。

15ページをご覧ください。地区計画の決定につきましては、大垣市の決定事項でございます。地区計画と申しますのは、住民と行政が話し合い、地区の整備方針を作成し、道路、水路などの公共施設を都市計画決定するものでございます。今回の地区計画の名称は「昼飯南部地区・地区計画」といい、位置につきましては、次の16ページでございます。

本地区は大垣市昼飯町地内、カネスエ昼飯店が北側にあり、都市計画道路大垣関ヶ原線、いわゆる県道赤坂垂井線を挟んで南側に位置し、面積は約14.3ヘクタールでございます。

15ページにお戻りください。地区計画の目標といたしましては、この地区は平成3年に、土地区画整理事業を前提としまして、市街化区域に編入されました。しかし、近年の地価の下落等によりまして、保留地

の売却で賄う土地区画整理手法では立ち行かなくなり、すでに一部ではミニ開発等による無秩序な開発が進んでおります。

このため、現在、三塚地区にて進めております地区計画と同様である、地区計画を定めることによりまして、ミニ開発等による居住環境の悪化を防止し、個々の開発や建築を計画的に誘導するため、地区施設であります区域道路の用地を、地権者の寄付によりまして確保しつつ、地区の基盤整備を行い、適切な市街地の形成を図ることにより、適切なまちづくりを推進することを目標とするものでございます。

土地の利用方針としましては、本地区は都市計画道路に隣接し、北側に商業施設に近いことなど、立地条件に恵まれていることから、良好な居住環境の維持・向上を図るものでございます。

地区施設の整備方針としましては、地区整備道路は区域の利便性、安全性の向上と市街化促進のため、幅員4メートルから6メートルの道路を適性に配置し、整備するものでございます。

17ページの計画図をご覧ください。本地区計画の区域界は赤色で表示しました区域内で、具体的には、幅員1.8メートルの既存道路は4メートルに拡幅し、新設道路が必要な箇所には、幅員4メートルから6メートルの新設道路を布設し、延長約1,290メートルの道路を適正に配置し、整備するものでございます。茶色で表示しました路線を、市も協力しながら、地権者の方が協議を行い、整備道路個所を取りまとめたものでございます。

まだ全体的には合意されていない路線がございますが、まずは、この合意された路線を先に、本審議会にお諮りし、都市計画決定することによりまして、その他の路線に良い影響を与えながら、順次、区域内の道路整備を誘導して参りたいと考えております。

なお、本地区計画の都市計画決定にあたりまして、本年1月12日から同26日まで、本計画案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

以上、第2号議案につきまして、ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

黒川会長

はい、ありがとうございます。

ただいま、事務局から昼飯南部地区地区計画につきましてご説明いただきましたけれども、この件に関しまして、ご質問、ご意見ございましたら、ご発言願います。

(発言なし)

黒川会長

よろしゅうございますでしょうか。

ご意見の方もございませんので、原案を適当と認めるに、ご

異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

黒川会長

ありがとうございました。

それでは、原案を適当と認めることといたします。

続きまして、第3号議案といたしまして、平成18年2月8日付けで諮問がございました「建築基準法第51条ただし書許可について」を議題といたしたいと存じます。

この件につきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(建築課長)

失礼いたします、建築課長の近澤でございます。よろしくお願い致します。

議第3号案「建築基準法第51条ただし書許可について」説明をさせていただきます。

19ページは、市長から審議会への諮問書の写しでございます。

次に20ページをご覧ください。大垣市都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、最初に1、建築基準法(第51条)の概要でございますが、建築基準法第51条は、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画を決定しているものでなければ、建築又は用途変更してはならないと定められております。しかしながら、ただし書きによって、特定行政庁、つまり、大垣市において大垣市長が、今回の案件について、市及び県の都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障が無いと認めて許可したときは都市計画の位置決定が不要とされております。

次に2、ただし書き許可とする根拠ですが、設置者が民間事業者であることによりまして、将来の情勢から移転又は、廃止等が考えられることで、都市計画の位置決定がなされないもので、ただし書き許可の規定を、今回適用するものです。

次に3、対象施設(その他処理施設)とする根拠ですが、申請がありました施設は、産業廃棄物処理施設の政令で定めるその他処理施設のうち、網掛け、太字部の6)、廃酸・廃アルカリの中和施設、及び11)、シアン化合物の分解施設に該当します。また、政令の中で工業地域又は工業専用地域における施設の処理能力の規定は、廃酸・廃アルカリの中和施設は1日当たり60m³、シアン化合物の分解施設は1日当たり8m³となっており、処理能力を超えるため、該当となるものでございます。

次に4、申請敷地の概要ですが、申請者は、イビデンエンジニアリング株式会社で、主に、プラントの設計・監理、各種化学分析・環境測定、廃棄物の収集運搬処分業務などを行う、イビデングループの会社でござ

います。

用途は、産業廃棄物の中間処理施設です。申請敷地は大垣市木戸町字宅前724番地ほか25筆でイビデン工場となっております。敷地面積41,268㎡。申請地域は市街化区域で、用途地域は工業地域内でございます。申請理由は、中和施設の能力増及び分解施設の新設となっております。

21ページをご覧ください。5、申請（処理）施設の概要でございますが、その他の処理施設（品目、能力）の従前には対象外の施設として、廃酸・廃アルカリの中和施設及び汚泥の脱水施設がありました。これは、設置された当時でございますが、建築基準法では、その他処理施設の定義が明確に示されておらず、岐阜県の運用において、51条ただし書き許可の必要が無い施設として扱われてきました。その後、対象施設（その他処理施設）が前のページ、20ページの3のように明確に示されまして、その結果、従前からあった処理施設は既存不適格施設となりました。また、同じく政令の緩和規定によりまして、処理能力の合計が1.5倍以下となる増設は、51条ただし書き許可の規定は受けない、従いまして従後も引き続き、汚泥の脱水施設が許可対象外の施設となっております。

次に、今回、許可対象となります従後の施設としまして、1の廃酸・廃アルカリの中和施設、1日当たり720㎡は、従前の処理能力の1.5倍を超えますので対象となり、また2のシアン化合物の分解施設、1日当たり18㎡は新設でございますので、同じく許可の対象となります。

次に、6、建築物の概要ですが、建築物別概要のとおり、合計14棟の建物があります。今回、新たに増築等の建築行為はございません。建築面積、延べ面積につきましては、建ぺい率60%以下、容積率200%以下となっており、建築基準法の規定に適合しております。

今回、51条ただし書き許可の対象となる施設がある棟名ですけれども、5)の廃水処理管理室（建築面積173.02㎡、延べ面積218.11㎡）及び、6)の廃水処理施設（建築面積289.93㎡、延べ面積497.79㎡）でございます。

次に22ページをご覧ください。7、処理行為の概要について説明いたします。運搬車両につきましては、10トン車が、頻度としまして1日に15台となっております。

処理品目（対象品目）の搬入品ですが、工場廃液及び金を含む基板、これらは、ICプリント基板の製造段階に出ます、酸・アルカリ廃液とIC基盤チップで、共に敷地内にあるイビデン大垣工場及び県内のイビデングループ会社の、イビデン青柳工場、河間工場、北方工場から搬入いたします。

工場廃液につきましては、中和処理及び脱水処理を行った後、搬出して、金属含有汚泥の銅ですけれども、金属回収会社へ、金属を含まない汚

泥はセメント会社へ燃料としまして搬出、100%リサイクルされております。また、残った水でございますけども、高度な生物膜処理を行い、水路へ放流します。

次に、金を含む基板ですけども、シアンを使用しまして、金を回収し、シアン含有廃液は分解施設で処理し、金を取り出したあとの基板ですけども、銅回の収会社へ搬出し、リサイクルされます。

ここにちょっと見本があるのですが、これが取り出した、金属含有汚泥の見本でございます。緑色の物ですけども、お寺とかの屋根にあります緑青で酸化銅です。このような物が、これを水の中から取り出して、金属回収会社へ持っていく、リサイクルするというものです。

次に、施設の稼働時間ですけども、午前8時から8時までの24時間となっております。職員が24時間、施設の排水の濃度などを常時監視を行っております。

次に、8、その他特記事項、公害防止協定等、施設設置同意書として、木戸町南自治会、木戸町自治会及び木戸西自治会の同意を得ております。

次に、廃掃法、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律、通称、廃掃法と呼んでおりますが、廃掃法の設置許可につきましては、1、廃酸・廃アルカリの中和施設、1日当たり720m³は、事前協議を経て設置許可済み。また2、シアン化合物の分解施設、1日当たり18m³ですけども、事前協議を経て設置許可申請がなされており、本申請と同日に許可を予定しております。

なお、1、の廃酸廃アルカリの中和施設が許可済となっておりますが、その原因と経緯でございますが、原因といたしまして、中和施設1日当たり720m³の内、その6割程を敷地内のイビデン大垣工場から受け入れておまして、残り4割を県内のイビデングループ河間工場、青柳工場、北方工場からの受け入れておるもので、自社の工場等から排出される廃棄物の処理を行う場合は、ただし書き許可が不要と考えていたこと。

次に、今回の中和施設ですけども、新しく設置したものではなく、処理能力が増加したのは、手動運転から自動運転に切り換えまして、運用方針の変更により、内容は大きく変わりません。また、岐阜県の扱いとしまして、工場外から廃棄物を受け入れて、燃料や原料として再利用する施設はただし書き許可の対象と今まで扱っておらず、この施設も金属の回収、燃料として100%リサイクルする施設であったこと。

それから、平成16年7月1日に、建築基準法第51条の「その他処理施設」が「その他政令で定める施設」と変わり、建築基準法で明文化された訳ですけども、今回の施設は、建物の増改築がありませんので、建築確認申請が不要ということで、建築部局へ情報が入らなかったことなどが原因でございます。

次に経緯としまして、申請者、イビデンエンジニアリングと県の環境部局との事前協議や市への意見照会ですけども、法改正前にされてお

まして、当時は対象外であったため増築等の建築行為がないことを確認しまして、環境部局が問題なしと回答しております。その後、大垣市から県の方へ51条対象施設である旨の、追加意見照会を行いました。が、連携が不十分であったため、県の廃掃法許可及び使用前検査適合通知が先に下りてしまったものでございます。その後、県・市の環境部局から建築部局への意見照会を行っておりまして、今後このようなことがないよう対応してまいります。誠に申し訳ございませんでした。

23ページをご覧ください。位置図です。申請地は、市の中心部のやや西に位置しており、数社の工場が操業する、工業地域となっております。周りには、日本合成さんとか色々な工場がある地域です。

24ページをご覧ください。付近見取図です。茶色で囲んだ部分が申請敷地でございます。搬入搬出の運搬ルートは、敷地北側にあります、緑色の幅員9mの市道及び青色の幅員20mの市道を通じ、橙色の幅員22mの県道となっております。

25ページをご覧ください。配置図でございます。太線で囲った部分ですけれども建築物を表しまして、全て既存の建物となっております。今回、51条ただし書き許可の対象となる施設がありますのは⑤番と⑥番の赤く塗られた建物内でございます。⑤番は現在、廃水処理管理室として利用している建家内の一角にシアン化合物の分解施設を新設する計画でございます。①番は廃酸・廃アルカリの中和施設が設置されております。

最後に、今回、この敷地の位置が都市計画上支障が無いと認めることの根拠につきましてでございますが、位置の基準としまして、周囲には大規模な工場等も有り、用途地域は工業地域で、主に工業の業務の利便の増進を図る地域であること、地元自治会の同意が得られていること。

道路の基準としまして、敷地への搬入口道路として、十分な幅員があること。

施設の基準としまして、騒音・振動・臭気・土壌汚染・水質汚濁等につきまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、県の環境部局で生活環境影響調査、環境アセスに係わる審査が終わっており、基準値以下であると確認済みであります。

その他、リサイクル施設として、社会経済上必要な施設である。以上のことが上げられます

ただいま、ご説明申し上げました理由により、イビデンエンジニアリング株式会社の産業廃棄物処理施設は、敷地の位置が都市計画上支障が無いと認めたいと考えますので、ご審議を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。なお、本審議会におきまして、ご承認いただけましたら、今後は岐阜県都市計画審議会に付議する予定となっております。以上で説明を終わります。

黒川会長

はい、どうもありがとうございました。

ただいま、事務局から「建築基準法第51条ただし書許可について」につきましてご説明がございましたけども、この件に関しまして、何かご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言なし)

黒川会長

よろしいでしょうか。

ご発言もないようですので、原案を適当と認めるに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

黒川会長

ありがとうございました。

それでは、原案を適当と認めることといたします。

本日予定されておりました案件は以上でございますが、ただいま慎重にご審議いただきました3件の議案につきましては、後日、事務局を通じまして、市長さんの方に原案を適当と認める旨を答申いたしたいと存じます。慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日予定されております議案は以上のとおりでございますけれども、事務局の方から何か報告事項等がございましたらお願いいたします。

事務局
(都市計画課長)

報告事項ではないのですが、私共、都市計画課で扱っております中心市街地活性化のPRを、貴重なお時間ですが、お借りしまして、一言だけ報告させていただきたいと思っております。ただ今チラシを配っておりますので、しばらくお待ちください。

都市計画課の方で中心市街地活性化基本計画の一つで、まちなか再生ということで、今回、2月11日にセミナーを計画しております。演題は「再生しよう大垣のまちなか暮らし」ということで、開催日時は、今週の11日、土曜日、祝日でございますが、午後1時半から午後3時半まで、場所は市の情報工房5階のセミナー室でございます。講師は、藻谷浩介氏で日本政策投資銀行の地域企画部参事役でございます。講演内容につきましては、全国や世界を巡歴されて、その経験、統計数字や事例によりまして、まちなか居住、中心市街地活性化の課題と対処方法などをご講演いただきます。参加は無料ですが、事前に都市計画課までご連絡いただけますとありがたいと思っております。セミナー室ですので、60席程しかお席はございませんが、ご興味のある方は、是非参加の方よろしく申し上げます。済みません、貴重な時間をお借りしました。

黒川会長

ということでございますので、ご案内いただきましたので、お時間が

あればご参加していただければと思います。どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして本日の審議会を閉会といたしたいと存じます。本日はどうもありがとうございました。

(閉会時刻 午後4時00分)

大垣市都市計画審議会

会 長

会議録署名者

会議録署名者